

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の配分基準

制定
19 企 第 105 号
平成 19 年 8 月 1 日
農林水産省大臣官房長通知

| | | |
|------|------------|--------------|
| 改正 | 平成20年4月1日 | 19 企 第 278 号 |
| 改正 | 平成21年4月1日 | 20農振第2313号 |
| 改正 | 平成21年5月29日 | 21農振第 495 号 |
| 改正 | 平成22年4月1日 | 21農振第2435号 |
| 改正 | 平成23年4月1日 | 22農振第2256号 |
| 改正 | 平成25年2月26日 | 24農振第2132号 |
| 改正 | 平成25年5月16日 | 25農振第 277号 |
| 最終改正 | 平成26年4月1日 | 25農振第2154号 |

第1 配分基準

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領（平成19年8月1日付け19企第101号農林水産省大臣官房長通知。以下「要領」という。）第4の4の(1)の交付対象となる活性化計画の決定及び農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の配分基準については、次のとおりとする。

1 前年度からの継続事業等に対する配分

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の予算額の範囲内において、次に掲げる事業の実施に必要な当該年度予算額を、(1)にあつては都道府県知事又は市町村長に、(2)にあつては都道府県知事、地方農政局長又は内閣府沖縄総合事務局長にそれぞれ配分する。

- (1) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱（平成19年8月1日付け19農振第100号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第4の2の規定による交付金の交付対象となった活性化計画に基づき実施する交付対象事業のうち、その実施期間が複数年にわたるもの
- (2) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付要綱（平成19年3月30日付け18企第381号農林水産事務次官依命通知）附則の3及び4の規定に基づき平成19年度以降も実施することを予定している事業

2 当該年度に提出された活性化計画に対する交付の決定及び配分

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金予算額から1による配分額を減じた額（以下「新規配分枠」という。）の範囲内において、当該年度に提出された活性化計画に対する交付の決定を行い、当該計画に係る交付対象事業の実施に必要な当該年度予算額を都道府県知事又は市町村長に配分する。

なお、要領第4の3の審査基準を満たしている活性化計画の当該年度予算要望額の合計が、新規配分枠を超える場合においては、次の方法により交付対象計画を決定する。

(1) 国は、要領第4の3の審査基準を満たしている活性化計画について、次の方法により、目標水準ポイントを付与する。

ア 事業活用活性化計画目標の項目ごとに、交付対象事業別概要の事業活用活性化計画目標を偏差値に換算する。

なお、同一の交付対象事業別概要に複数の事業活用活性化計画目標が記載されているときは、換算された偏差値の合計値を当該交付対象事業別概要の事業活用活性化計画目標数で除して、平均偏差値を算出する。

イ アにより換算された偏差値又は算出された平均偏差値をもとに、20ポイントを限度として、目標水準ポイントを各交付対象事業別概要に対応する活性化計画に付与する。

(2) 国は、(1)の目標水準ポイントと、別紙の1による連携施策ポイントを合計し、その合計ポイントが高い活性化計画から順に新規配分枠の範囲内で交付対象計画の決定を行い、当該計画に係る交付対象事業の実施に必要な年度予算額を配分する。ただし、その最後の配分可能額が交付対象計画の当該年度予算要望額を下回る場合には、配分の対象としない。

なお、順位付けの結果、同ポイントの活性化計画が複数ある場合には、当該活性化計画に係る交付対象事業の事業費の合計の大小及び当該活性化計画の計画主体が過去において本交付金の活用を行った場合にはその事業活用活性化計画目標の達成状況を考慮し、別紙の2により、交付対象計画を決定することとする。

第2 配分基準の考え方の見直し

本通知の配分基準の考え方については、交付対象事業別概要における事業活用活性化計画目標の設定状況など、本交付金の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

この通知は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この通知は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、平成21年5月29日から施行する。

附 則

この通知は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、平成25年2月26日から施行する。

附 則

この通知は、平成25年5月16日から施行する。

附 則

この通知は、平成26年4月1日から施行する。

別紙

1 ポイントの考え方

| 連 携 施 策 ポ イ ン ト の 考 え 方 | ポイント |
|--|------|
| <p>生産製造連携事業計画</p> <p>米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律25号）第5条第3項の認定生産製造連携事業計画に従って実施する事業であるもの（要件類別番号30を満たすもの）</p> | 2 |
| <p>再生可能エネルギー供給施設整備事業</p> <p>地域における温室効果ガス排出の削減方策等をまとめた計画に位置づけられる事業であるもの（要件類別番号31を満たすもの）</p> | 2 |
| <p>離島振興計画</p> <p>離島振興法（昭和28年法律第72号）第4条第1項に規定する離島振興計画に基づいて実施する事業であるもの</p> | 2 |
| <p>輸出促進条件整備事業</p> <p>交付対象事業のうち、輸出促進に資する事業であるもの</p> | 1 |
| <p>耕作放棄地の解消に向けた取組</p> <p>計画主体が耕作放棄地の解消に向けた取組を行うもの</p> <p>注： 耕作放棄地の解消に向けた取組を行う場合とは、計画主体が農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第5条に規定する農業経営基盤強化促進基本方針又は同法第6条に規定する農業経営基盤強化促進基本構想に沿って取組を実施している又は事業実施期間中に実施することが確実であると見込まれる場合とする。</p> | 1 |
| <p>地域再生計画</p> <p>地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第1項に規定する地域再生計画に位置づけられている事業であるもの</p> | 1 |

| | |
|--|----------|
| <p>総合化事業計画</p> <p>地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第5条第1項に規定する総合化事業計画に位置付けられている事業であるもの</p> | <p>1</p> |
| <p>定住自立圏共生ビジョン</p> <p>定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）第6に規定する定住自立圏共生ビジョンに位置付けられている事業であるもの</p> | <p>1</p> |
| <p>福祉、教育、観光等と連携した地域活性化に向けた取組</p> <p>各省連携プロジェクトの推進において、計画主体が福祉、教育、観光等と連携した事業であるもの</p> | <p>1</p> |

2 同ポイントの活性化計画に対する交付決定の考え方

| |
|---|
| <p>当該活性化計画に係る交付対象事業の事業費の合計が大きいものから順にポイント（1ポイント～）を付与する。</p> <p>当該活性化計画の計画主体が過去において本交付金の活用を行った場合には、その事後評価報告において事業活用活性化計画目標の達成率が平均100%以上の場合は3ポイントを付与する。</p> <p>及び のポイントを合計し、その合計ポイントが高い活性化計画から順に新規配分枠の範囲内で交付対象計画を決定する。</p> |
|---|